

税金関係の減免等

●国税に関する控除等

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

【所得税の障がい者の所得控除】

障がいの程度により税額の計算の基礎となる所得から、一定額が控除されます。

申請窓口 税務署 (給与所得者の場合は、勤務先の給与担当)

【利子等の非課税】

少額預金、少額公債について、元本350万円を限度として利子等が非課税となります。

申請窓口 金融機関、証券会社等

【相続税に関する障害者控除】

相続人が障がい者である場合、相続税額から障がいの程度により一定額が控除されます。

申請窓口 税務署

【贈与税の非課税】

特別障がい者を受益者として、信託会社等と「特別障害者扶養信託契約」を締結した場合、信託受益権の価格のうち、一定額までは、贈与税の課税価格に算定されません。

申請窓口 信託銀行等

【消費税の非課税】

身体障がい者が使用するための次の物品等の譲渡、貸付等が非課税となります。

補装具 義肢、装具、補聴器、車いす等

その他の物品 視覚障害者用拡大図書器、特殊寝台、体位変換機等

改造自動車 身体障がい者が運転できるよう補助手段が講じられているもの
車いすを搬送できるよう昇降装置を装備し、車いすを固定するための手段を施してあるもの

申請窓口 税務署

●地方税に関する控除等

(身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者)

【県民税、市民税の障がい者の所得控除】

障がいの程度により税額の計算の基礎となる所得から、一定額が控除されます。

申請窓口 税務課 (給与所得者の場合は、勤務先の給与担当)

(2) 自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）の減免



<減免の条件等>

下表の障がいの区分、所有者ごとの使用要件及び別表の障がい等級に該当する場合、自動車税（環境性能割及び種別割）及び軽自動車税（環境性能割）が減免されます。

障がいの区分	所有者	運転者	使用要件
18歳以上の身体障がい者	本人	本人	身体障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
18歳未満の身体障がい者	本人又は同一生計者	同一生計者	身体障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
知的障がい者	本人又は同一生計者	本人	知的障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	知的障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの
精神障がい者	本人又は同一生計者	本人	精神障がい者本人が専ら運転するもの
		同一生計者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら同一生計者が運転するもの
	本人（障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。）	日常的介護者	精神障がい者の通院、通学、通勤などの送迎や日常生活における外出のため、専ら日常的介護者が運転するもの

<減免内容・申請期限等>

減免台数	減免台数は、本人又は同一生計者（18歳以上の身体障がい者は本人のみ。）が所有する自家用の自動車のうち1台に限りします。	
減免税額	自動車税（環境性能割）及び軽自動車税（環境性能割）	250万円に税率を乗じて得た額（税率3%の場合は75,000円）まで
	自動車税（種別割）	45,000円（重課の場合51,700円）まで
減免申請の期限	・4月1日現在で自動車を既に所有している者は、4月1日から納期限まで ・年度の途中で、身体障害者手帳等の新規交付又は障がい程度の変更による再交付を受けた場合等は、手帳の交付年月日又は減免の要件に該当することとなった日から30日以内 ・新たに自動車を取得した場合は、自動車を登録した日から30日以内（登録時に申請することもできます。）	
窓 口	・県税事務所 ・自動車の新規登録と同時に申請する場合は自動車税分室（長野・松本）	

- ※ 1 上記は制度の概略ですので、詳しくは最寄りの県税事務所又は県庁税務課へお問い合わせください。
- 2 軽自動車税（種別割）の減免制度は、市町村により異なるため、市町村税務担当課までお問い合わせください。
- 3 4月1日以降、名義変更（移転登録）により自動車を所有された方の自動車税（種別割）は、翌年度から減免対象となります。

(別表) 運転者の区分ごとの障がいの程度

項 目		障がいの程度	
		運転者が本人の場合	運転者が本人以外の場合 (同一生計者又は日常的介護者)
身体障がい	視 覚 障 が い	1 級 2 級 3 級 4 級	1 級 2 級 3 級 4 級
	聴 覚 障 が い	2 級 3 級	2 級 3 級
	平 衡 機 能 障 が い	3 級	3 級
	音 声 機 能 障 が い	3 級 (喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る。)	—
	上 肢 不 自 由	1 級 2 級	1 級 2 級
	下 肢 不 自 由	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級	1 級 2 級 3 級
	体 幹 不 自 由	1 級 2 級 3 級 5 級	1 級 2 級 3 級
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変によ る運動機能障がい	上 肢	1 級 2 級
		移 動	1 級 2 級 3 級 4 級 5 級 6 級
	心臓・腎臓・呼吸器・ぼう こう又は直腸・小腸の機 能障がい	1 級 3 級	1 級 3 級
	ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障がい	1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級
	肝 臓 機 能 障 が い	1 級 2 級 3 級	1 級 2 級 3 級
知的障がい		総合判定 A	総合判定 A
精神障がい		1 級	1 級

※ 1 障がいのある方が本人が運転される場合、障がいの内容、等級によっては、実際に運転の確認をする場合があります。

2 運転免許条件に自動車の改造条件がある場合は、自動車の改造内容を確認します。

<自動車買替時の減免（既に減免されている方）>

新たに取得した自動車の 取得形態		既減免車の 処分状況 (注1)	減免の対象となる自動車		申請期限	申請窓口
			自動車税 (種別割)	自動車税 (環境性能割)		
新車を取得 (新車新規登録)		抹消登録	減免	減免	・自動車の登録か ら 30 日以内	・住所地を管轄 する県税事務所
		移転登録	翌年度から	減免		
中古車を取得 (中古新規登録)	自動車税 (環境性能 割)がかか る場合	抹消登録	減免	減免	・自動車の登録か ら 30 日以内	・自動車税分室 (注2)
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車税 (環境性能 割)がかか らない場合	抹消登録	減免	—	・既減免車の抹消 登録か新たな減 免車の登録のい ずれか遅い日か ら 30 日以内	・住所地在管轄 する県税事務所
		移転登録	翌年度から	—	・翌年度の納期限 まで	
中古車を取得 (移転登録)	自動車税 (環境性能 割)がかか る場合	抹消登録	翌年度から	減免	・自動車の登録か ら 30 日以内	・住所地在管轄 する県税事務所 ・自動車税分室 (注2)
		移転登録	翌年度から	減免		
	自動車税 (環境性能 割)がかか らない場合	抹消登録	翌年度から	—	・翌年度の納期限 まで	・住所地在管轄 する県税事務所
		移転登録	翌年度から	—		

(注1) 既減免車の処分は、新たに取得した自動車の登録日以前又は登録から1ヶ月以内となります。

(注2) 自動車税分室で減免申請する場合は、新たに取得した自動車の登録までに既減免車が移転又は処分されている必要があります。